

## 掲載内容

**巻頭ニュース** 社会的養護等経験者全国交流会が  
開催されました \*p.1  
沖縄県の里親措置解除問題 第三者委員会が最終報告  
「子ども視点の意識改革求める」 \*p.2～  
「私が里親をやめたわけ」を聞く \*p.6  
こども家庭庁への要望書 \*p.7

地域の里親会カレンダー拝見!!⑨ 福島県里親会 \*p.8～  
私の養育体験⑫ 高口ルースさん \*p.10～  
はじめての奨学金④ 入学前にもらえる奨学金 第2弾 \*p12  
編集スタッフからのおすすめの本・映画 \*p.13  
ホットピックス \*p.14～  
話題の言葉 \*p.16

## 巻頭 ニュース

# 社会的養護等経験者全国交流会が開催されました

今年で5年目をむかえた「社会的養護等経験者全国交流会」。各地域で別々に活動していた社会的養護経験者の若者たちがつながって「社会的養護等経験者(※1)全国ネットワーク」という大きな組織となり、2018年大阪で初の全国大会を開いたのが始まりです。以来、コロナ禍でのオンライン開催を含め、年1回交流会を行い、お互いの関係性を深めつつ、さまざまな情報発信を行ってきました。

今年2月に東京で行われた全国交流会(会場 ビジョンセンター浜松町 一部オンライン)の内容をご紹介します。全体会、分科会、懇親会、パフォーマンス(2月11日～12日)と報告会(2月19日オンライン※2)で、分科会は当事者が今興味のあることを基準に「多様性」「法律・制度」「居場所」「当事者支援者」「学び」「働く」「恋愛・家族」などのテーマに分けて話し合い、報告会で発表を行いました。「住民票閲覧制限は更新制になっている。役所の開庁時間にしか手続きできず、更新が切れたとたんに見られてしまう。更新制を廃止にできないか(法律・制度)」、「(当事者の)居場所があっても開放日が少なすぎたり、スタッフの『支援しますよ』オーラが強いと行きたくなくなる。あと地方には居場所じたいが少ない(居場所)」、「夢をかなえるには学びが必要。奨学金など整備されつつあるが、条件付きの支援も多い。浪人や働いた後で進学する自由がない(学び)」など、どれも彼らの「今」を伝えるリアルな

内容であふれていました。また出入り自由な「ゆるるーむ」と名づけられたユニークな分科会も。みんなががんばり過ぎず、自分なりのペースで参加できるよう設けられたもので、ここでは寝転んだり、散歩に出かけたり、「ゆるーく過ごす」がテーマです。来年度も開催予定。  
(船矢佳子)



### ●社会的養護等経験者全国交流会 [https://twitter.com/fcnet\\_info](https://twitter.com/fcnet_info) (参加対象)

社会的養護のもとにいる18歳以上の方(措置中の方は養育者等の了解を得る)

社会的養護等を経験したことのある原則18歳以上40歳以下の方

※1 この交流会での社会的養護等とは  
乳児院、養子縁組家庭、子どもシェルター、母子生活支援施設、児童養護施設、ファミリーホーム、児童心理治療施設(旧・情緒障害児短期治療施設)、一時保護所、里親家庭、自立援助ホーム、児童自立支援施設

※2 支援者等(里親含む)の参加可能。

### ●社会的養護経験者向け情報webサイト「Iris」(アイリス) <https://irisconnect.jp/>

この交流会から誕生したサイトです。  
社会的養護経験者に必要な情報が詰まっています。

# 「子ども視点の意識改革求める」



里親だより第133号（2022年夏号）で伝えた沖縄県内の里親措置解除問題について、第三者による調査委員会が最終報告書をまとめたという新たな動きがありました。このケースは、0歳から5歳まで里親宅で育った児童を児童相談所が2022年1月に委託解除したことなどを巡り、裁判で問われる事態になりました。児童相談所が一方的に委託措置を解除して里親と里子を引き離すことは、大きな精神的ダメージを里子に与える違法な対応だとして、里親夫妻が沖縄県を相手に、措置解除や引き渡しの各差し止めを求めて提訴しました。やがて沖縄県の玉城デニー知事は「実親や里親に不信感を抱かせた」と双方に連絡して謝罪し、第三者による「里親委託解除事案に関する調査委員会」を2022年4月に立ち上げました。調査委は6月に中間報告を、23年2月に最終報告をそれぞれ発表しました。報告書には「里親委託解除に向かっていく姿勢は、沖縄県の方針に従わないものは排除するという一方的な事務的対応である。子ども視点からの意識改革が強く求められる」などと記されています。県の嘱託弁護士が法的対応を前面的に出したことについては「誘拐罪を適応等の言葉で、一里親を脅迫するような文章が送付されたことは、公的機関としてとるべき手段としての相当性が認められないことは明らかである」と指摘しました。実親が引き渡しを求めているなどとして、児相が里親のもとから委託を解除して児童を「一時保護」した後、別の里親に委託したことなどが明らかになりました。調査委は「(22年6月の) 中間報告における提言の実現を再度強調するもの」とし、中間報告から7カ月が過ぎた後も提言が実行・具体化された「形跡が見えない」とも指摘しました。(中間報告を紹介した133号は全国里親会ホームページからも閲覧できます)

元里親側によると、児童には発達障がいがあり、医師の助言もあって、里親は実親ではないと知らせる「真実告知」をしていませんでした。実親に引き渡す場合、児童の特性を考えて告知や面会に時間をかけるべきだと訴え、実親の同意が撤回されて一時保護がやむを得ないとしても、引き続き委託先を夫妻にするよう求めていました。児相側は2021年2月、実親側が引き渡しを求めていると元里親側に伝え、その後真実告知もするよう求めました。元里親側と児相側でのやり取りが続いた後、児童は2022年1月4日に夫妻から児相に引き渡され、一時保護されました。措置解除の差し止めなど求めた訴訟は、調査委の立ち上げを受けて一度取り下げられました。調査委が2023年2月に最終報告書をまとめると、元里親側は4月27日、児相の対応について司法による違法性の認定も求めて再び提訴しました。

## 最終報告書で課題浮き彫り 『子ども中心主義の消滅』

最終報告書である「令和4年1月5日の里親委託解除事案に関する調査報告書」は全36ページ。調

査委委員長の鈴木秀洋日本大学准教授（行政法・児童福祉）、副委員長の上間陽子琉球大教授（教育）、委員の泉川良範医師（名護療育医療センター医療顧問、医療）は2月2日、報道機関向けに概要版11ページを会見で発表しました。会見後の報道機関による情報公開請求で、報告書は部分開示されました。

報告書によると、沖縄県側の課題は次の通りです。

- ① **子どもの声を拾わない**（一時保護所内で本児の意向が無視され続けていた）
- ② **里親への里親委託時の説明とフォローが不足**（健康状態等の情報提供の不足、里親を真実告知に追い込む）
- ③ **実親と里親を対立させる児童相談所の行為が繰り返される**（実親に里親の行動を時差的に伝達、議員への説明でも里親の印象を一方的に悪くする説明をする、その他印象操作的手法）
- ④ **県側弁護士が法的対応を前面に出す対応**  
（1. 実親の本児引取要求は時に揺らぐが、児童相談所は弁護士の提言で動く 2. 福祉的ケースワークを放棄、子ども中心主義が消滅 3. 実親側の環境を無視して実親に戻す方針を



進める、受入自治体側の拒絶)

#### ⑤医療的見立ての不足・排除

#### ⑥組織としてのマネジメント不足

(1. 協議による意思決定のなさ 2. 本庁幹部が部全体を指揮マネジメントせず、情報の鮮度のずれと対立的ケースワークを容認 3. 審査部会を軽視 4. 経過記録等の正確性・客観性を担保されず)

中間報告と同じく、子どもの気持ちを中心としたソーシャルワークや里親の声の広聴制度創設などの「六つの提言」の実現を改めて求めました。また、現在の制度では里親に法的権利がないと指摘し、権利を保障するための法整備が必要だとも触れています。

### 「児童に不要な経験をさせた」

児童が2022年1月に里親委託を解除されて一時保護所に入った後、別の里親宅へ移されていたことも明らかになりました。今回の事案が「0歳から5歳まで育てた里親宅から、別の里親宅に移送」したことに触れ、「児童にとってなくて良かった経験をさせてしまった事案だ」と指摘しました。報告書は次を記しています。

「子どもの生活環境の変更及び愛着関係にある身近な人との強制的な離別は、本児の発達過程に影を落としたことは間違いない。果たして子どもの最善の利益に沿ったものだったといえるのか」「今後の医療的・心理的フォローは継続して行わねばなるまい。児童相談所は、これまで、本児は一時保護所で落ち着いて生活していると審議会・知事・議会・マスコミ等に説明を繰り返してきたが、以下の一時保護所でつけられた日誌・行動観察記録はそれを否定する本児の悲鳴で溢れている。現在は落ち着いているのでそっとしておくべきとの説明がしばしばなされるが、そのように見えるという状態を肯定する理屈はどのような専門的知見から導かれる結論なのだろうか。本児が願う愛着関係を断ち切らせる手法には強い懸念を持たざるをえない」

「本児を巡る人間関係と生活が劇的に変わっていく。(児童は)喪失感を抱えたまま、里親への愛着・愛慕の情がある中で、それに向き合うことをさせる暇を与えない急ピッチな新たな委託

先などへの働きかけが行われ」「本児の中には、ずっと心の中に住んでいる里親の存在があり、何度も会いたい、戻りたいという言葉がある。このように主張し続けている本児の大切な思いを汲んであげる方法はなかったのだろうか」「確かに、個々の現場担当者レベルでは本児と真摯かつ丁寧な会話等を重ねていることが伺える。しかし、本児がこれだけ発している里親に会いたいとの繰り返し発せられているメッセージはスルーされ、蓋をされ続けた。本児の『会いたい』『帰りたい』という言葉に、何度も家に帰る希望はかなわないと伝達されている」「本児の要求を実現するために児童相談所が真摯に向き合った形跡は経過記録にはない」「子どもの権利利益尊重の視点が一貫して欠如している」



▲ 記者会見で最終報告書について説明する調査委員会の鈴木秀洋(日本大学准教授、中央)、上間陽子(琉球大学教授、左)、泉川良範(医師、右) = 2月2日、沖縄県那覇市の県庁

### 報告書「まとめ」と委員らの意見

最終報告書は五つの章で構成されています。このうち、第5章における「まとめ」と各委員の補足意見について、概要は次の通りです。

#### ●まとめ

経過記録からだけでも、本児の叫び声は、私たちの心を激しく掻き乱すものであった。

子どもは、大人が子どもの声にどのように応答してくれるのかを見ているし、全身で感じている。応答性がないと感じれば、声を挙げなくなるだけである。それは、現状に満足しているということではない。本報告書で、子どもの声に子ども関係機関(関係者)は、どのように対応したのか。自らの地位・立場を一度捨象して、素直に辿ってみてほしい。誤解や相互不信や対立がなぜ生じてしまったのか、そ

れは解消できないものだったのか。この報告書を読み、是非未来に繋げてほしい。

調査委員会は、子どもの視点からの調査を徹底しており、里親側でも実親側でもない。ただし、現行の法制度（運用含む）上は、里親の権利があまりにないがしろにされていることは本報告書で児童相談所（嘱託弁護士）が里親には法的権利がないと述べているとおりである。立法改正を国に求めていきたい。

本調査委員会は、今後本児が自らの未来を選択することができるよう強く願う。



▲ 会見する調査委員会のメンバー（右）と取材する新聞やテレビの記者ら

## ■委員の補足意見

### A委員「協力・協働・包摂の観点から解決を」

いくつかの調査・検証委員を務めてきた立場からは、今回の調査委員会の活動は非常に苦しかった。所管部局の協力が組織的にほとんど得られなかったことが理由として挙げられる。本事案においては、調査委員としての職務遂行の最初から、組織防衛的対応がなされ、調査に対する敵対心などが伝わってきた。知事からの特命であるにもかかわらず、資料要求も難航した。こうした経験をして、組織と対峙する里親や実親の気持ちが十分理解できた気がするのである。

私たちは、職員の職務遂行を批判するために当該報告書を作成したのではない。今回の大きな課題指摘として組織マネジメントを挙げた。現場の職員の負担を減らすのも増やすのも組織マネジメントを行う幹部の力量と知見が問われている。

報告書の活用として、次のような自治体の例を参考に挙げておく。報告書は、毎年全職員に読ませるといふ自治体、報告書の提言の実効化の度合いを検証の検証という形で行っている自治体、報告書を現場のケースワークの研修テキストとして使用している自治体などがある。

子ども福祉にかかわる職員は、子どもの笑顔のためにこの職に就いた者がほとんどであると思

う。その初志が貫徹できるように、現場及び本庁組織の幹部職員が果たすべき役割は重い。それと同時に果たせる役割は大きい。本児の意思を中核に添えて、その姿勢がぶれなければ、法的対峙の発想でなく、協力・協働・包摂の観点からの解決方法があると考えている。

### B委員「『子どもを守る』を常識に」

厚生労働省調査（平成20年2月）においては、里親に委託されている子どもの7割以上は、面会外泊、手紙や電話などの実親との交流が全くなく、里親の多くは子どもの実親と交流した体験がないとのことであった。全国児童相談所長会調査において、児相は交流に消極的で、実親と子どもを養育する里親との直接接触を禁止している例が多いとのことであった。かつては、乳児院から子どもが里親に引き取られると乳児院スタッフは二度と会わないことが常識であったようだ。里子が実親に引き取られた後は、もう里親に会えないとすることも普通にあったようである。沖縄県における常識はどのようなものであろうか。

子ども中心の見方からすると両者が協働して移行支援することが望ましいと考える。現実的には個々の課題は大きく、多くはそう簡単とは思えないが、子どもと里親、実親の人と人との関係性を

よりよく維持することで、子どもを「守る」ことが常識となってほしい。

### C委員「子の願いにこたえて」

調査委員が最初に行った仕事は、2022年1月4日から一時保護所に保護された子どもを確認するものであったが、児童相談所に着いた私たちが告げられたのは、その子はすでに一時保護所を出て別の里親宅に移動し、もうここにはいないという事実だった。なぜ実親宅に戻していないのかという問いに、その子が本当の親のもとに帰る目はまだたっていないと児相は話した。沖縄県民の胸を痛めた本件の真相は、0歳から5歳までその子を育てた里親宅から別の里親宅へ子どもを移送する、要するにそれである。

その子はこれまで暮らしていた家族と引き離され、たったひとりで新しい生活を始めている。だからもう騒ぐなどという意見もあるだろう。だがそこには、その子の持ち物、その子の好きだったおやつ、その子の好きだったペット、その子を育て同じ記憶を共有する家族はない。里親宅から里親宅に移動させられることによって招かれたこれらの喪失は、実親と交流開始のスタートラインにたつたためになされたという理由としては、あまりにも大きな喪失のように思われる。

喪失という言葉を使うには理由がある。この世に生まれ落ちた子どもはだれもひとりでは生きられない。傍らにいて、食べ物を与え、身体を清潔にし、温かな寝床を与え、抱きしめるものが必要である。そのような形で24時間休むことなくケアを受けることによって、子どもはようやく生をつなぐ。子どもの傍らにいる愛着者は、子どもにとってまさに世界そのものである。そして子どもは、愛着者とともにつくるその世界を足掛かりにすることによって、未知の世界に立ち向かう。愛着者が自分にしてくれたことが事実ならば、世界もまた自分を愛してくれるだろうと信頼することによって、子どもは新しい世界に飛び込んでいく。だから、愛着者から引き離される子どもの傷みは何度でも確認されるべきである。

そもそも子どもを守る機関である児童相談所が、子どもから愛着者を取り上げ、与えなくてもよい傷みを与える決定をしたことに、私はいまなお強い傷みを感じている。

もうひとつ、今回の事案において記しておかなくてはならないのは、声が大きなものがその場を統制するようなパワーと支配についてである。

2021年9月の児童相談所と里親のやりとりは、それが顕著だった。真実告知を自分たちにさせてほしいと児童相談所に懇願する里親の声と、1、2カ月後には子どもを里親宅から引き上げる決定をしたと告げて、この子が泣こうがわめこうか連れていくのかとの里親からの問いに、時期がきたから次のステージにうつる、一時保護所は保育園と同じとする児童相談所サイドの言葉が言い放たれ、里親の叫び声と泣き声で終わる音声は、いまだに私の耳を離れない。

子どもの心を守るために真実告知はいまではないと話し、さまざまなひとや機関を使って時期を提案し続けてきた里親の元から、別の里親宅に子どもを移動させる。児童相談所が今回行ったことはそれである。そしてそれは2021年の10月ごろには別里親宅へ打診がなされ、12月には引き渡しに応じなければ誘拐罪を適応すると文書を作成するなどしたはてに実行されたのが、2022年1月に私たちが目撃させられた、泣き叫びながらそれまで住んでいた家や家族から引き離され車に乗せられる、あの子どもの姿である。

どうかこれを読み、あの子の傷みに思いをはせてほしい。あの子に、いままで育ててきたものたちが、あなたをどのように愛し続けてきたのか話すチャンスをつくってほしい。あの子の新しい生活にいるものたちが、いままであの子を育ててきたひとを批判するのではなく、ねぎらい、労わる言葉をかけてほしい。自分の可愛がっていたペットにもう一度会いたいと話すあの子の願いにこたえてほしい。それがせめて、傷みを抱えて生きるであろうあの子にとって、大人がすべきことであるとそう思っている。

(島袋貞治)



# 「私が里親をやめたわけ」を聞く

転職のために登録研修を受ける必要があるでしょうか

未委託の里親が多いと感じました

里親の新規募集については何かと話題になりますが、里親をやめていく人について話題になることはありません。やめる方にこそ里親制度の矛盾や問題がみえると思います。そこで、里親登録をやめる松野優子さん（仮名）にお話をうかがいました。（木ノ内博道）

——里親に登録されたのはいつですか。

**松野** 4年前です。夫も私も30代半ばの時です。実子がないこともあって、特別養子縁組を検討していました。研修会に参加して、話に感銘をうけて里親登録をしました。委託については、一時保護の話は一度だけあって、年少児を1か月たらず預かりましたが、他に委託の話はありませんでした。

——今回、里親登録をやめられるのは旦那さんの転職がきっかけということでしたね。

**松野** はい、夫は仕事の関係で転職が多いんです。転職して他県に行くとまた里親の研修をはじめから受けなくてはなりません。

——委託の話もなくて、転職するとまた登録研修をしなくてはならないんですね。

**松野** 国は家庭養育を進めようとしているようですが、自治体レベルでみると、まだまだ施設偏重ですね。それから、里親の場合には会社などに勤務している家庭が多いですから、仕事によっては転職もあるんですね。転職のために研修を受けなくてもいい仕組みにしたいと思います。

——松野さんは養子縁組を希望される里親なんですよね。

**松野** 実子がないということもあって養子縁組里親を希望していますが、とくにそれにこだわることはなくて、養育里親としても登録しています。私の考えとしては、できることなら多くの子どもたちを養育していきたいと思っています。

——民間の養子縁組あっせん機関にも登録しているとのことでしたね。

**松野** はい、でも、多くの民間養子縁組あっせん機関では、行政の行う里親登録を前提にしています。ですから、今回里親をやめると、民間への登録もできなくなってしまうと思います。

——ずっと未委託の状態が続いていたということですが、子どもの委託についてどう考えていましたか。

**松野** 登録してみて、未委託の里親の多いことに驚きました。私より何年も先に登録した里親で、一度も

打診の話さえないという方もいました。児相職員は、このくらい未委託の里親がないと的確な委託はできないといいますが、ほんとうにそうでしょうか。制度上、里親はボランティアの位置づけですが、里親になる決意を考えると、やはり具体的に子育てができるかどうか、自分たちの人生上の問題として登録するわけです。だから、もちろん子どものことは大事ですが、里親の気持ちも尊重してほしいです。

——里親登録が30代だったということですが、一般には40代の登録が多いように感じます。里親の年齢についてはどうお考えですか。

**松野** 若い世代は共働きが多いですから、委託の話があると仕事をやめることになってきますね。実際に児相からもそのようなことをいわれます。委託の必要が出た時に、年配の、いつでも受けられるベテランの里親の方に話しがいくことになります。そうすると、家庭養育中心で考えている児相の職員でも、ファミリーホームや年配の里親に声をかけることになりますよね。高齢社会で、一方では労働力不足の時代ですから、里親募集でも若い時は働いて、高齢の方が里親をやるような募集の方法がいいのかもしれないですね。

——里親研修のあり方についてはいかがですか。

**松野** 研修の日程は多くの場合平日で、回数も限られています。夫婦での参加を条件にしていると、共働きの人が夫婦で研修に参加するのはかなり厳しいですね。仕事の都合で、同じ時期に2人そろって休むことが難しい場合もあるでしょう。また、転職の多い場合、似たような研修を何度も受けなくてはなりません。厚生労働省が定めている研修ですから、同様の研修を何度も受けなくてもいいようにしてほしいですね。里親の資格は全国统一にしたらいいと思います。5年に一度の更新研修も同じです。未委託のまま、更新研修だけ受けたい里親がどれだけいるでしょうか。

——貴重なご意見をお聞かせいただきありがとうございました。

# こども家庭庁への 要望書

全国里親会では、社会的養護の子どもたちへのよりよい里親養育を実現するため、毎年、国へ要望書を提出しています。今年度は4月7日にこども家庭庁に行き(p14「ホットトピックス」参照)、5項目からなる要望書を提出してきました。要望書の概要をお知らせします。

## 令和5年度こどもの社会的養育推進事業要望書

### 1 こどもの権利の保障と里親の地位の向上

- (1) こどもの権利に関する条約の趣旨に沿ったセルフアドボカシーの仕組みの早期確立。
- (2) 自立支援計画の策定と定期的な見直しを児童相談所が必ず行う業務とし、その際は児童本人、里親等からの意見聴取は必須、また実親への説明と同意を実施。
- (3) 児童の処遇方針を決する会議で、その後の援助方針に変更がある場合、里親から「こどもの生育状況」、「生活の現状」、「地域社会での他者との関係性」などの情報・意見聴取を行ったのち、児童本人の希望を第一に尊重し決定。
- (4) 社会的養護経験者（一時保護や児相による相談・通告対応を含む）の情報のデータベース化のための制度設計。
- (5) 改正児童福祉法の理念と更なるこどもの権利保障と上記を踏まえ、児童相談所の運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針の早急な改定。

### 2 安心して委託が受けられるための制度設計

- (1) 特別養子縁組成立後の里親とこどもが、一定期間行政サービスや養育里親と同等の支援が受けられるよう制度改正。
- (2) 現在、市区町村によって運用に差がみられる保育所の利用や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを、措置と同時に優先利用できるような格差の是正。特に放課後等デイサービスの利用は、保護者の所在地（援護地）で申請するため、利用を断念する実態が見受けられる。措置中は、児童相談所や市区町村の責任において各種の福祉サービスが里親の申請で利用できるようにする。
- (3) 知的障がい・発達障がい・精神疾患等を有するこどもの措置は、各種関係機関との調整に十分な協議を行い、里親と情報の共有ができるようにする。措置後に心理職による養育相談等や、特別支援学校・支援級の利用について心理職等と連携する。また里親支援センターに心理職を配置。
- (4) 里親家庭による一時保護について一時保護期間中のレスパイトケア・こども園等の利用も原則可能にする。
- (5) こどもの習い事・高校生の塾代・ユース活動への参加費など、公費による支弁。

### 3 里親リクルートおよび里親委託の推進に対する支援

- (1) 里親制度については周知が図られてきたが、さらなる幅広い年代への浸透。

- (2) 全国共通の里親認定登録のための研修制度の確立。里親の質の向上と均一化を図り、県外転出等による再研修・再登録の簡素化、県を跨いだ委託の促進等に資する認定登録制度の改定。
- (3) 一時保護専門里親やショートルフラン里親（週末里親）、ショートステイ里親、自立等支援を専門とする里親など、こどものニーズに応じた里親の類型化について議論を進める。
- (4) 里親支援センターの早期設置とともに、その業務の中に既存の里親会活動の支援と協働を明記し、委託の推進と当事者団体による相互扶助を支援。

### 4 里子の自立に向けた支援の拡充

令和5年度の自立支援ガイドラインの策定にあたり、十分な予算措置と、関係機関への周知、次に掲げる項目について支援の拡充。

- (1) 現状に合った自立支援資金貸付事業の返済免除要件の緩和。
- (2) 資格取得に対する給付金・支援金の支給。
- (3) 様々な障がいのある里子が、学びなおしやスキル獲得のための事業所、就労移行事業所、就労継続支援事業所等への通所（措置延長の積極活用、自立支援事業への移行）等、各自治体においてこどもの最善の利益に添った運用と支援体制の確立。

### 5 家庭養護推進のための公費負担の導入

- (1) 地域によってばらつきのある措置児童にかかる里親賠償保険の保険料全額公費負担。
- (2) こども（特に高齢児）の措置にあたっては、制服や学用品等を急いで用意しなければならないケースもある。公費による支弁までの間、相当の金額を立替える必要が生じるため、前払い等により里親家庭の負担が軽減されるよう各児童相談所に指導をお願いしたい。
- (3) 一時保護、レスパイトケアの引き受け、養育援助、ショートルフラン里親（週末里親）等への委託料について、最近の物価上昇を踏まえ、単価の引き上げ。
- (4) 里親会は支援機関として位置づけられ、里親は里親会に加入することを求める通知が発出されている。里親会活動の充実と里親会の体制強化は、里親養育の孤立を防ぐとともに、養育スキルの向上に不可欠であり、設置が進む里親支援センターの事業円滑化に資するものは大きい。地区里親会の体制強化と活動支援のための公費負担。





▲ 福島県里親連合会会長・渡辺一由さんと息子さん。三春の滝桜、鶴ヶ城（若松城）、川俣のシャモ（イラスト・京川誠）

主な活動

6、7月 いちご狩り  
2月 県里親大会・里子の集い、研修会  
※理事会は年に4、5回開催

東日本大震災から12年が経っても福島県内では7市町村の一部に帰還困難区域が設定されています。福島県里親連合会も困難を抱えつつ、コロナ禍にも向き合ってきました。渡辺一由会長に現状を伺いました。（若林朋子）

当会の結成は1973年です。県北の「あづま里親会」「安達育恵会」、県中の「須賀川ぼたん会」「田村わかば会」、浜地区の「いわき里親会」、会津地区の「会津里親会」から成ります。

私は、あづま里親会に所属し、会員は30人前後です。会津地区は縦に長く、冬は雪深いので移動が困難なため、コロナ禍もあって最近はオンラインを積極的に活用しています。浜地区は大震災で津波と東京電力原発事故による被害を受け、里親家庭にも大きな影響がありました。相馬愛育会は県連合会活動の中核を担ってきた歴史ある組織でしたが、津波により貴重な活動記録が流され、家を流されて家族を亡くした会員もおり、会員の多くが県内外へ避難したため会の解散に追い込まれました。残された会員は、県連合会に直接所属するメンバーとなっています。

県連合会で集うのは年1回、2月に開催される「県

里親大会・里子の集い」で、研修会を兼ねて開催しています。昨年はノンフィクション作家の石井光太氏、「児童家庭支援センターあおば」の神戸信行氏を迎えて講演会を開きました。コロナ禍前には初夏にいちご狩りを行っていました。最近は、全体が集う研修交流会に「ワールドカフェ方式」の分散討論会を取り入れ、情報交換しています。

大震災後、多世代で同居していた大家族が仮設住宅や集合住宅に避難することをきっかけに子どもへの虐待が起き「保護、委託」となった例が多くありました。被災後は、近畿ブロックから米をたくさんいただくなど、全国の里親会から支援や励ましを受けたことが思い出深く、感謝の気持ちを忘れないよう心掛けております。オンライン交流は移行期で、Zoom研修会は参加者が少なく、頭を抱えています。女性役員が電話やLINEでコミュニケーションを図っていることが救いです。



▲「滝桜」の三春町にて会議に参加した役員



# 福島県の里親の登録状況など

福島県の里親会のご紹介にあわせて、福島県の里親登録状況などについてみていきます。

(木ノ内博道)

## 2022年3月末の福祉行政報告例が発表されました ——里親登録数は前年度比で8.4%の伸び

2022年（令和4年）3月末現在の福祉行政報告例が発表されました。里親登録数は15,607世帯（前年度比8.4%増）。子どもが委託されている里親数は4,844世帯（同1.8%増）となりました。登録里親に占める委託里親数は31.0%（前年度は33.0%）。登録里親は増えているものの里親委託は伸び悩んでいるといえます。

なお里親に委託されている子どもの数は6,080人。前年度は6,019人ですから61人の増加となっています。

## 福島県の里親登録状況 ——里親登録数は前年度比で8.5%の伸び

福島県の里親登録数などについてみていきます。里親登録数は254世帯（前年度比8.5%増）で、伸びは全国に比べてわずかに上回っています。また、里親登録数は東北6県のうちで最も多くなっています。

里親の種類別では養育里親208世帯（前年度191世帯）、専門里親7世帯（同8世帯）、親族里親11世帯（同10世帯）、養子縁組里親133世帯（同123世帯）。合計すると359世帯ですから105世帯が重複登録していることとなります。養育里親と専門里親は重複登録することとなりますが、福島県の場合、養育里親と養子縁組里親の重複登録が多いようです。

子どもが委託されている里親は82世帯（前年度88世帯）で、登録里親のうち委託されている里親の割合は32.3%。全国平均（31.0%）よりもわずかに委託里親の割合は高くなっています。また、委託里親数についても登録里親数と同じく東北6県のうちで最も多くなっています。

委託里親を里親の種類別で見ると養育里親64世帯（前年度68世帯）、専門里親3世帯（同3世帯）、

親族里親8世帯（同7世帯）、養子縁組里親7世帯（同11世帯）となっています。

## 里親に委託されている子どもの人数 ——10人の子どもが里親に複数委託

次に里親に委託されている子どもの人数をみていきます。総数は92人（前年度99人）で、登録里親数や委託里親数と同じく東北6県のうちで最も多くなっています。

里親の種類別に子どもの数をみていくと、養育里親72人（前年度77人）、専門里親3人（同3人）、親族里親9人（同7人）、養子縁組里親8人（同12人）となっています。

委託を受けている里親が82世帯で、里親の元で暮らしている子どもが92人ですから、10人の子どもが複数で里親宅に暮らしていることとなります。

里親に委託されている子どもの年齢では「3歳未満」が12人（前年度23人）、「3歳～6歳」が32人（同31人）、「7歳以上」が48人（同45人）となっています。

## 福島県の里親等委託率 ——全国70地区のうち19位

児童養護施設や乳児院と比較して里親やファミリーホームへの子どもの委託の割合をみるのが里親等委託率です。施設養護でなく家庭養育の進展をみる指標になっています。

令和3年3月末の全国平均は22.8%ですが、福島県の里親等委託率は30.5%で、都道府県、政令指定都市など70地区のうち19位となっています。

また、厚生労働省は児童福祉法を改正して、家庭養育優先の原則を打ち出しており、年齢ごとの里親等委託率を公表しています。それによると福島県の「3歳未満児」の里親等委託率は67.6%（全国平均25.0%）、「3歳以上～就学前」は66.6%（同29.3%）、「学童期以降」は19.0%（同21.1%）で、乳幼児の里親等委託率が高くなっています。

# 私の 養育体験

こうぐち  
高口ルースさんに聞く  
(福岡県)



▲ 高口ルースさんと夫の茂雄さん

## 実子・養子・里子2人は“4人きょうだい” 米国で血縁関係のない家族は身近な存在

福岡県里親会の高口ルースさんは夫の茂雄さんとともに実子・養子（特別養子縁組）・里子を育てています。長期にわたって委託した里子2人と実子・養子は全員、生物学的には“一人っ子”ですが、高口家では4人きょうだいとして過ごしました。4人の子育てやアメリカ出身であるルースさんのライフストーリーについて伺いました。（若林朋子）

34歳で恵美を出産しました。今、18歳です。その1年後に14歳の祥子が来ました。現在31歳で2児（1人は妊娠中）の母です。そして、特別養子縁組で新生児の裕志が来て、現在13歳。その後、光が9歳で来て、今22歳です。

### 光「自分には家族があるから大丈夫」

光と一緒に暮らしていた祖母が亡くなり、我が家に来ました。児童相談所経由で生みの母に手紙を送りましたが返事はなく、本人は「自分には家族があるから大丈夫」と言っています。独立して近くに住んでいます。毎年2月には長崎にある祖母の墓参りを欠かしません。中学時代に特別支援学級だった光は、高校では生徒会活動に携わるなど人気者になりました。寮生活でしたが、週末には家に帰ってきていました。

卒業後は高齢者施設に就職しましたが、なじめなかったため高校時代に働いていたコンビニ店に転職しました。2店舗を行ったり来たりし、誰かが病気になるたびに声がかかってフォローするなど、頼りになる存在だそうです。日曜日には一緒に教会に行きます。コンビニの店長さんや教会で会う大人

たちなどに見守られて、成長しました。

恵美は4年間の不妊治療の末に生まれた奇跡の赤ちゃんです。「きょうだいがいてほしい」と強く思いましたが、年齢的に難しかったので里親登録をしました。すると祥子との縁に恵まれました。

### 祥子は『赤毛のアン』読み「家族がほしい」

祥子が来たばかりのころ、学校へ送り迎えをしていたら祥子の同級生から「あなたは本当に祥ちゃんのママなの？」と聞かれました。本人に「何て答えたらいいの？」と聞いたら、「里親だよと云っちゃっていいんじゃない」と。彼女は、とても気持ちの強い子です。生みの母は彼女を産んですぐ入院し、7歳の時に父親が亡くなりました。一時は同級生の祖母が育ててくれたのですが、児童養護施設に行くことになりました。でも、『赤毛のアン』を読んで、「私も家族がほしい。里親家庭に行く」と言い、我が家に来ることになりました。

当時1歳児の恵美が、よく泣きましたから、どうなるかと思ったのですが、来た年の夏休みに2人を連れてアメリカへ里帰りしたところ、私の両親は「孫が増えて嬉しい」と大歓迎してくれました。祥子は「私も英語をしゃべれるようになりたい」と奮起しました。英語がペラペラになると友達から「すごいね」と言われ、大きな自信になったようです。高校2年の時には私の友人がホストファミリーとなり1年間、留学したのです。その後、アメリカの大学で学び、帰ってきて英語を教える仕事をし、素敵な夫と出会いました。

祥子が毎月、家族で帰省し、光も来て“きょうだ



い4人”がそろいます。光と祥子の夫は、何となく雰囲気が似ていて、祥子の子は光になついています。光は動物と子どもにとっても好かれます。きょうだいのなかで最年長の祥子は今では私より英語が上手で、私を叱ってくれる頼りになる娘です。

### 裕志には3歳から『桃太郎』で真実告知

裕志は、熊本の慈恵病院から赤ちゃんの時に来ました。隣に住む80歳のおばあちゃんは「私も養子だったのよ」と言って縁組を祝ってくれました。3歳ぐらいの時、『桃太郎』の絵本を見せて「桃太郎は強いね。カッコいいね。裕志と一緒にだね。裕志も血のつながらないお父さんとお母さんに育てられているんだよ」と言って真実告知をスタートしました。裕志を産んだ母親は5月生まれなので、その時期に2人で誕生会をして、いろいろなことを話します。知っていることをオープンに伝えていますが、名前だけは知らせていません。10代で裕志を産んだ母親を守る必要があるからです。彼が大人になったら教え、「会いたい」と言ったら応援したいと思います。

裕志を産んだ母親が病院にいる間、私も教育入院していました。当時、(実母の)気が変わって「子どもを返して」と言われなにか心配でたまりませんでした。生みの母との交流は、退院していく姿をカーテンの隙間からそっと見るにとどめました。彼女は帽子を深くかぶって足早に立ち去りました。

### レスパイトで「うちはこちら」を実感

うちの子は全員が一人っ子で、この世にDNA上のきょうだいはいないのです。だからこそ4人は「きょうだい」として育ててほしいと思いました。4人のほかにも、短期で里子を受託することは何度かあり、多い時で我が家には5人の子どもがいました。ほかの里子を預かるレスパイトもやっていますし、アメリカから私の弟が来た時は、光をしばらくほかの里親さんに預けました。その時は「我が家のコミュニケーションが英語になるので、光にとっては大変だろう」と思ったのです。光は帰ってきて泣き出し、「ママに会いたかった。やっぱりここがいい」と言いました。いろいろな家庭があり、「自分の家族・家庭は、ここなのだ」ということをあらためて実感する機会になったと思います。

私は21歳から22歳の時、初来日しました。以前から日本が大好きで一旦、帰国した後、語学指導等を

行う外国青年招致事業「JETプログラム」によって外国語指導助手として再来日しました。当時、何年か過ぎて帰国し、日本語の先生になるつもりでいましたが、30歳の時に弓道を通じて出会った茂雄さんは英語が上手で「ハンサムなサムライ」に見えました。結婚に至った時、私は30歳、夫は32歳でした。

夫は公務員です。夜中にミルクを作ったり、赤ちゃんを風呂に入れたりすることが上手で、小さい子どもが大好きです。彼が9歳の時に母親が事故死し、父親の再婚相手となった“お母さん”との間には女の子が生まれました。だからでしょうか。家族がいることを当たり前だとは思っていないのです。いろんな思いがあるのだと思います。

### アメリカの里親制度は州ごとに違う

アメリカで養子縁組や里親家庭は、どこにでもいる家族の形の一つです。ひと目で血縁関係がないと分かる親やきょうだいがいる同級生もいたし、大学生の時にベビーシッターをした家庭の子どもも養子3人、実子2人の5人きょうだいでした。一緒に暮らしていると血がつながってなくても雰囲気が似ていくと感じました。アメリカの里親制度は州ごとに違い、いろいろな里親がいます。ある里親は「きょうだいを引き離してはいけない」という思いからまとめて受託し、14人の子どもを育てています。YouTubeで見た人たちが、その家族を支援するためにプレゼントなどを贈っているようです。

養子縁組や里親家庭に限らず、子どもと生活していたらいろいろなことが起こります。毎日ハッピーではないでしょう。でも、子どもが自立し、時々帰ってきて仲良くしている姿を見ると「里親をしてよかった」と思います。家族と一緒にいられることを当たり前だと思わず、「また集まろうね」と言ってバイバイします。



▲ (左から) 光さん、恵美さん、裕志さん



奨学金の充実度が上がり、社会的養護の子どもたちの大学等への進学が夢でなくなってきました。本コーナーでは初めて里子の進学を迎える里親に向けて、さまざまな奨学金をご紹介します。進学とお金について考えていきます。(船矢佳子)

### ●入学前にもらえる奨学金 第2弾

国の奨学金事業を担う独立行政法人 日本学生支援機構が、今年度から社会的養護の子どもたちを対象とした支援を始めました。大学等に入学する前に給付される支援金で、受験料や受験のための交通費、宿泊費など受験関連費用に使うことができます。

前号で、大学等への進学は「入学前にお金がかかる」(※)という話をしたところですが、受験費用が工面できず進学をあきらめる社会的養護の子どもたちを重く見て、入学前の資金援助を決めたようです。今年5月から案内が始まっていますので、日本学生支援機構のホームページ等で内容を確認し、ぜひ活用しましょう。

#### 独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

##### 「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」

日本学生支援機構は国の奨学金事業を担う団体(旧・日本育英会)です。今回は寄付金を活用し、受験料等の費用に使えるようにしました。給付時期も早く審査が済み次第、振り込まれる形で、早ければ6月下旬には入金されます。募集期間も長く、進学に迷う社会的養護の子どもたちにとって2月まで申請できるのはありがたいことです。

##### ●応募対象者

次の①④⑤のすべての条件を満たし、かつ②又は③のいずれかに該当すること。

- ①里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設に在籍、または養育されている者
- ②令和6年3月に高校等(本科)卒業予定の者もしくは高校等(本科)卒業後2年以内の者
- ③高卒認定試験受験資格取得年度(16歳となる年度)の初日から認定試験合格までの期間が5年を経過していない者(ただし5年経過後も認定試験合格までの間、毎年認定試験を受験している場合は対象)、又は高卒認定試験合格者となった年度の翌年度の末日から2年を経過していない者(認定試験合格者が18歳未満の場合、満18歳の誕生日から認定試験合格者となる)
- ④大学等への進学を希望し、大学等を受験すること
- ⑤申請時点において就職の内定を受けていない者

##### ●支給内容

1人当たり20万円/年  
(用途は、受験料のほか、受験の際の交通費、宿泊費等を想定。)

##### ●返済の有無

給付型なので返済はなし

##### ●他奨学金との併用 可

##### ●募集人数 2,000名程度/年

##### ●申請方法

応募の要件を満たす者が在籍する社会的養護施設の長又は養育者から、申請書類等を日本学生支援機構へ提出する。

##### ●昨年の応募者数 0名 今年度より開始のため

##### ●募集期間(予定)

令和5年5月8日(月)～令和6年2月末日(必着)

##### ●スケジュール(予定)

4月 各社会的養護団体へ募集通知

5月 申請受付を開始

6月 順次、支援金を振込開始

くわしい内容については下記ホームページをご覧ください。なお、不明な点がある場合は直接下記までお問合せください。

##### 申込・問合せ先

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

政策企画部広報課寄附金室

電話：03-6743-3827

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/j-shien/index.html>

#### ※前号のお話「進学でもっともお金がかかるのは入学前」

奨学金のほとんどは給付時期を「入学後」としています。そのため受験料など受験前にかかる費用と、合格した後に支払う

入学金・前期の授業料などの費用が入学前にかかってきます。これらの資金ぐりのめどがたたず、進学をあきらめる子どもがめずらしくなく、問題になっていました。

#### ■知っておこう! 家計急変採用

▶ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/index.html>

国の給付型奨学金制度には、他にも社会的養護に関わるものがあります。予期できない事由により家計が急変した場合に申請できる「家計急変採用」です。

事由として、生計維持者(親など)の「死亡」「事故・病気」「失職」

「災害による生死不明、行方不明、就労困難」「新型コロナの影響による減収」のほかに、「暴力等による避難」が挙げられています。親からの虐待で里親家庭に来た子どもたちも含まれますので、覚えておきましょう。これらは年間を通じて随時申込みが受け付けられます。学校の奨学金窓口にご相談ください。

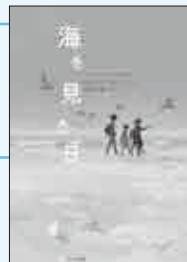


## ● 編集スタッフからのおすすめの本・映画 ●

本

### 海を見た日

M・G・ヘネシー著 杉田七重訳 出版社：すずき出版 発行日：2021年5月 定価1,600円＋税



ひと言で表すと、里子の4人きょうだいと里母(ミセス・K)が、過去の家族の死を悼み、グリーフケアしあうことで新しい家族の絆を強めていく物語です。

「自分はスパイだ」と妄想するADHDの少年ヴィク、最年少でラテンアメリカ出身の物静かな少女マーラ、里母の育児放棄により年少の子どもの面倒を見ている勤勉な少女ナヴェイア。そこに新たに加わったアスペルガー症候群の少年クエンティン(Q)。Qの「母親に会いたい」という切実な思いに賛同し、4人で家を抜け出します。

この本には目次がありません。代わりに文章ごとのブロックの最初には子どもの名前が書かれ、その子の視点から1人称の語りによって心情が描かれています。場面が変わるごとに語り手が変わり、それらが数珠つなぎとなって物語を構成しているのです。読んでいくうちに子どもの個性が把握でき、物

語は場面によって4色に塗り分けられているような印象を受けます。いつの間にか語りを担当する子どもにグッと感情移入できています。

それぞれが抱えている事情(生みの親との離別の経緯など)は、それが真実だろうと思ひ込みだろうと、子どもにとっては重要な物語で人生の根拠となります。「母ちゃんの物語は、特別で、オレだけのものだった」というヴィクのセリフからも分かります。

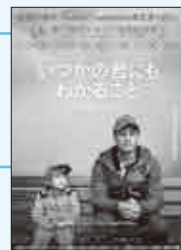
里子だけでなく里母も、最初はおのこの物語の中に閉じこもり、「誰も助けてくれないなら、自分で自分を助けるしかない」と思っていますが、冒険を経て他者が抱える物語に耳を傾ける時間を持ちます。人に手を差し伸べたり、差し伸べられた手を杖にして立ち上がったたりすることができれば、愛する人を失った悲しみは和らぐものです。

若林朋子

映画

### いつかの君にもわかること

監督・脚本：ウベルト・パゾリーニ 2020年製作 イタリア・ルーマニア・イギリス合作



コピーには「それは、父が贈る最後の愛」とあります。余命宣告を受けたシングルファザーが、息子のために「新しい家族」を探す物語です。父子で過ごされた時間の尊さと、2人の心情の移ろいを丁寧に描いています。本作を手掛けた名匠ウベルト・パゾリーニ監督は、日本では阿部サダヲ主演でリメイクされた『アイ・アム まきもと』のオリジナルで、ベネチア国際映画祭4冠の『おみおくりの作法』などで知られます。

舞台は北アイルランド。窓拭き清掃員として働く33歳のジョンは余命3カ月の宣告を受け、4歳の息子マイケルの養子縁組先を探します。手厚い教育を約束する裕福な夫婦、不妊治療を経て里親となった夫婦、実子・養子など多様な子どもを育てる大家族、10代で出産した子どもを養子として他者に託した過去があり、里親になることを希望するシングル女性、子どもを産まずに母親になりたい女性と「真の貢献を

©2020 picomedia srl digital cube srl nowhere special limited  
rai cinema spa red wave films uk limited avanpost srl.

したい」と願う男性のカップル……。5つの家庭を訪問したジョンはマイケルを誰に託すのでしょうか。

映画は実話に基づいていますが、日本で「実親による養親探し」は現実には起こりません。しかし、挑戦的かつ実験的な取り組みとして本作を観てほしいと思います。子どもを受け入れる側と預ける側が話し合っただけで信頼関係を構築することにより、子どもの安心感や納得感が高まります。また、マイケルは父との対話を通じて、死の概念や養子になることの意味を理解します。父親が質問に答え続ける姿は真摯で、胸に迫ります。「真実告知も親が子に説明するのではなく、Q & Aを続ける方が、自然な流れができてうまくいくのではないか」と思いました。

若林朋子

「里親だより」で紹介してほしい本、映画がありましたら、どうぞ事務局までご一報ください。

『里親だより』は季刊で発行しています。本号では2023年2月から5月上旬までの動きをお知らせします。

## ◆全国里親会（全里）の動き

### 〈役員会開催報告〉

#### ▶令和4年度 第6回理事会

3月5日（日） 東京国際フォーラム

内容 令和5年度事業計画（案）& 予算（案）、「創設70周年記念事業」の進捗等、創設70周年記念事業実行委員会報告

#### ▶第2回全国里親会創設70周年記念事業実行委員会

3月5日（日） オンライン

内容 式典の開催場所、タイムスケジュール等

#### ▶第2回全国里親会創設70周年記念誌実行委員会

3月5日（日） 東京国際フォーラム、ハイブリッド

内容 目次、役割分担、経費について等

### 〈大会開催報告〉

#### ▶第5回全国里母のつどいin千葉

2月11日（土） さわやかちば県民プラザ

内容 1. 基調講演「里親たちへの応援・支援～子ども家庭庁との結びつき～」

講師 厚労省子ども家庭局 胡内敦司氏

2. 分科会「自立支援の対策とこれから」  
「家庭養育のあり方」

※コロナの感染拡大に伴い、当初の計画より縮小して開催しました。

#### ▶第5回全国里親制度研修講座 ハイブリッド

5月11日（木） 衆議院第2議員会館（東京）

内容 行政説明 子ども家庭庁子ども成育局長

講演1 『新たな時代の社会的養育』

横堀昌子氏（青山学院大学教授）

講演2 『大切な家庭養育&社会環境』

津崎哲郎氏（認定NPO法人児童虐待防止協会理事長・NPO法人子どもセンターぬっく理事）

シンポジウム『里親養育と子どもの権利』

#### ▶令和5年度第1回会長会議&会長研修

5月10日（水）～11日（木） 衆議院第2議員会館

参加対象 会長、副会長、役員、児相職員等

内容 10日 会長会議 地区里親会の現状における課題と改善の方策、会長の役割や組織のまとめ方等。

会長研修 「子ども家庭庁とこれからの里親」（草間吉夫 新島学園短大准教授・全国里親会評議員）

11日 会長研修 大臣要望のこれまでの成果と実績について、里親登録証の導入のための要望の仕方等

### 令和5年度全国里親会主催の主な行事一覧

#### ●第68回全国里親大会兵庫大会

10月28日（土）～29日（日） ハイブリッド開催

#### ●第5回全国里親制度研修講座

5月11日（木） 衆議院第2議員会館（東京）

ハイブリッド

#### ●令和5年度全国会長会議&会長研修

上半期 5月10日（水）～11日（木）

衆議院第2議員会館（東京）ハイブリッド

下半期 日程・会場とも未定

#### ●全国里母の集い

日時未定 開催地 愛知県

#### ●北海道ブロック大会

9月9日（土） 会場 岩見沢市民会館ほか

#### ●東北ブロック大会（青森県）

7月29日（土）

#### ●関東甲信越静岡ブロック大会（静岡県）

7月16日（日）

アクトシティ浜松コングレスセンター

#### ●近畿ブロック大会（神戸市）

10月28日（土）～29日（日） 兵庫県神戸市

全国大会と同時開催

#### ●東海北陸ブロック大会（岐阜県）

6月3日（土）～4日（日）

#### ●中国ブロック大会（山口県）

5月27日（土）～28日（日）

山口市かめ福オンプレイス

#### ●四国ブロック大会（香川県）

9月10日（日）

#### ●九州ブロック大会（長崎県）

7月29日（土）

### 〈事務局より〉

#### ▶全国里親会事務局人事

2023年4月1日付で、西田紫郎が着任しました。

#### ▶4月7日、子ども家庭庁を訪問

4月1日に子ども家庭庁が正式にスタートしまし



た。これまで社会的養育関係は、主に厚労省が担当していましたが、今後はこども家庭庁に移ります。

全国里親会では4月7日（金）に、こども家庭庁を訪問し、「令和5年度 こどもの社会的養育推進事業要望書」を提出しました。



▲ 要望書の内容は本誌p7に掲載されています



▲ こども家庭庁小倉大臣（中央）と

### 〈行政の動き〉

#### ▶ 「こども若者★いけんぷらす」こども家庭庁

4月1日に発足したこども家庭庁では、こどもや若者の意見を政策に反映させるため、「こども若者★いけんぷらす」という取り組みを行っています。

「ぷらすメンバー」に登録すると、こども政策について意見を伝えることができます。

#### ぷらすメンバー募集

登録方法はこども家庭庁のホームページで。対象は小学1年生からおおむね20代の方。常時募集中。

▶ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>

#### ▶ こども基本法パンフレット

2023年4月1日、こども基本法が施行されました。法律の概要についてのパンフレットが、こども家庭庁のHPにあります。どうぞご覧ください。

#### ● こども家庭庁

▶ <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

#### 〈感謝〉

#### ▶ ENEOS奨学助成のご報告

昨年度のENEOS奨学助成についてのご報告です。里親家庭からの申請者137名全員の助成（一人10万円）が決定しました。ありがとうございました。

#### 〈その他〉

#### ▶ フォスタリングカード「TOKETA」発売

フォスタリングカードキット『TOKETA』が販売されています。里子やこれから里親家庭に来る子どもたちが、カードで遊びながら里親宅での生活について理解を深めるカードキットです。ネーミングには「疑問がとけた」「打ち解けた」などの意味がこめられています。

発行：一般社団法人 福祉とデザイン  
企画・制作：田北雅裕（九州大学）+ UMA / design farm  
協力：子どもの家庭養育推進官民協議会  
購入先：TOKETAオンラインショップ  
▶ <https://toketa.jp/>  
価格2,000円（税込・送料別）

## 感謝 ランドセル10周年

全国里親会を通して毎年、希望する里親家庭の新小学1年生に贈られる「天使のはねランドセル」。株式会社セイバン（本社：兵庫県たつの市 代表取締役社長：泉貴章）様のご厚意により2013年に始まり、今年で10年を迎えました。

本誌96号（平成25年（2013年）5月15日発行）によると最初は46個からのスタートだったそうです。それが年を追うごとに増えて昨年度（2022年度）には226個ものランドセルをお贈りいただきました。10年間の合計では1,500個以上にもなります。子どもたちも大喜びです。本当にありがとうございました。



▲ 社員の方がサンタに扮した贈呈式（2019年12月4日セイバン心齋橋店）

#### ■ ピカピカのランドセルをいただく（本誌96号 平成25年（2013年）5月15日発行・全里HP閲覧可）

全国里親会では、小学校に入学する1年生に「天使のはね」でおなじみの㈱セイバンからランドセル46個をいただき、地域の里親会を通じて全国の里親家庭の子どもたちに送りました。㈱セイバンは、ランドセルでのシェア40%を占める大手メーカーで、製品は全部品国産・6年間保証つきです。

プレゼントされた子どもたちはさっそく背負って大喜び。なかには絵入りのお礼の手紙を書いた子どももいました。3月4日、御所伸之副会長と事務局の白岩麻理子さんが大阪のセイバンランドセルの販売総代理店に泉貴章社長を訪ね、感謝状と子どもや里親からのお礼の手紙をお渡ししました。



2023年1月8日～4月14日

(木ノ内博道)

- ▶ **子育て罰** 桜井啓太さん・末富芳さん共著の本で使われた。Child penaltyの訳語。子育ては親子とも制裁を受けるかのような苦しさを味わうが、とくに日本においてそれが顕著だと警鐘をならす。
- ▶ **縛られる日本人** メアリー・C・プリントンの著書名。本書で、日本人の多くが、稼ぎ手の男性と妻、少なくとも子ども1人といった家族のあるべき姿や男女の社会的規範に縛られていると指摘。
- ▶ **育児就業** サイボウズの青野慶久社長の発言。子育てを休業と呼ぶのはおかしい。
- ▶ **育休リスクリング** 首相は予算委で、育児休業中の人のリスクリングを支援する考えを述べたが、批判が相次いでいる。育児の大変さを分かっていないと。
- ▶ **保護者支援プログラム** 理化学研究所と埼玉県和光市が取り組む子どもとの適切な関わり方を学ぶプログラムが効果を上げていると話題に。
- ▶ **ティーンズビストロ** 兵庫県尼崎市での取り組み。ヤングケアラーや不登校の子どもたちが本格的な料理を作って地域の大人をもてなす動き。子ども食堂など支援されるだけの可哀そうな人ではなく主体的に活躍する人、の視点が新しい、と。
- ▶ **清風カット** 私立清風高校で清風カットと呼ばれる髪型を指定する校則をめぐって大阪弁護士会は、校則自体は違法ではないとした上で、教師が生徒の髪を触って検査したり違反の場合にハサミで切ったりするのは人権侵害だとして改善を勧告した。
- ▶ **コート着用禁止校則** 一部の高校でコートの着用を認めない校則があり話題になっている。マフラーの着用についても。なぜなの？ という声が高まっている。
- ▶ **保育施設内有料習い事** 保育園やこども園を中心に通常の保育時間中に高額な月謝が必要な習い事を実施するケースが増えている。参加は任意というが負担できない養育者から反対の声も。ピアノや水泳、サッカー、体操など。
- ▶ **非匿名** 精子提供を用いた人工授精を実施する医療機関が一般ドナーを募集したところ約2,000回分の精子を確保できた。うち7割が出自を知る権利を踏まえて、生まれてくる子どもが将来希望すれば面接や手紙などのやり取りに応じるとした。

- ▶ **きょうだい児** 障害などのある兄弟姉妹のこと。ヤングケアラーになったり障害による差別や偏見に晒されるケースが多く支援が必要とされる。
- ▶ **児童記録簿** 児童養護施設や里親の元で育った子どもの記録をまとめた児童記録簿について厚労省は現在の指針「原則25歳まで」という保存期間の延長を検討している。
- ▶ **サブスク・ランドセル** ラン活が早期化し、入学までに好みが変わってしまったり、成長にあわせてランドセルを使えるようにするため、ランドセルのサブスクサービスが始まった。
- ▶ **モデル校** 文科省の有識者会議が、特別支援学校と小中学校を一体化するモデル校の創設を柱とする報告をまとめた。
- ▶ **外国籍ヤングケアラー** 大人に変わって家事や家族の世話をするヤングケアラーで、とくに日本語が苦手な外国籍の親の通訳を子どもが担わなくてもいいようにする事業を始めることで、厚労省と自治体が取り組むことになった。
- ▶ **撮影罪** 法制審議会は性的犯罪規定の見直しで改正要綱を法相に答申した。性犯罪の処罰対象を明確化するほかわいせつ目的で子どもを手なずけて懐柔する行為を罰する罪や性的部位や下着などの盗撮を処罰する撮影罪の新設を盛り込んだ。
- ▶ **二十歳の息子** ドキュメンタリー映画のタイトル。ゲイの父親と実親を知らない子の映画。家族のカタチを考える。
- ▶ **コドマモ** 警察と大学が協力して、子どもたちが裸の画像などを送られる自撮りによる性被害の防止に向けて、スマホ用アプリ「コドマモ」の開発を進めている。スマホで猥褻な姿を撮影するとAIが検知して削除を促す仕組み。
- ▶ **あすかるこちゃん** 東京都中央区にある病児保育支援の「コネクテッド・インダストリーズ」のシステム名。保育園では受け入れてもらえない病児保育の悩みを解決しようと活動。
- ▶ **乳幼児カート転落** スーパーなどで子どもを乗せて移動するショッピングカートから乳幼児が転落する事故が起きている。骨折や頭部損傷の例もある。
- ▶ **スマホ購入バイト** スマホを購入するバイトがあると誘ってスマホを騙し取る詐欺が横行している。
- ▶ **無園児定期預かり** 保育所や幼稚園に通っていない0～5歳児の育児負担を軽減するため政府は保育所の空き定員を活用して週に数回の定期預かりを始める。

編集  
後記

企業の人事用語で“リテンション”という言葉があります。社員の退職を引き留め、ながく充実して働けるようにする人事施策。最近、里親にも必要な視点ではないかと思っています。多額のお金を使ってリクルートに力を注いでも、辞めていく里親が多いのでは意味がない。未委託里親の多さや、各地で、十分な説明もない委託解除、里親の登録解除などが相次いでいて、心を痛めます。(木ノ内)

「里親だより」ではライター(フリーランス)を募集しています。養育里親、元里子の方でプロのライター、編集者としての経験のある方(出版社、新聞社、編集プロダクション等で働いた経験のある方)。会議はオンラインで行うので地方在住で大丈夫です!ご興味のある方は、全国里親会事務局へご連絡ください。

里親だより 第136号 発行日 2023年(令和5年)5月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:河内 美舟  
編集人:岩橋 泉 編集:船矢 佳子・齋藤 直巨・若林 朋子・島袋 貞治・木ノ内 博道 印刷所:株式会社あーす  
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <https://www.zensato.or.jp> E-mail [info@zensato.or.jp](mailto:info@zensato.or.jp)